### 令和２年度日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜に係る出願資格の申請手続きについて

別紙１

### １　出願資格申請の手続き

(1) 本選抜への出願を希望する志願者は、「令和２年度日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜に係る申請書」（様式601～603。以下「申請書」という。）により、中学校長[[1]](#footnote-1)),[[2]](#footnote-2))に具申を願い出る。

志願者

中学校長

中学校を所管する

市町村教育委員会

府教育委員会

具申

申請

副申

申請書

申請書電子データ

申請書提出

(2) 中学校長は、本人及び保護者と十分に協議し、申請書に対して具申し、中学校等を所管する教育委員会に副申を願い出る。

・その際中国等から帰国又は入国した時期並びに編入学した時期及び学年を証明する書類（原則としてＡ４判とする。）を添付すること。また、添付書類は、状況を証明する箇所がわかるようにマーカー等で示すこと。なお、添付書類は日本語指導が必要な帰国生徒等に対する配慮の申請と兼ねることができる。

 (3) 中学校を所管する教育委員会は、具申された申請書に対して副申し、11月29日（金）までに府教育委員会に提出する。

・国私立の中学校及び府立支援学校（府立中学校を含む。以下同じ。）においては、中学校長が申請に対して具申し、原則として、11月29日（金）までに府教育委員会に提出する。

・この際、志願者ごとの申請書の電子データを提出する。なお、電子データには個人情報が含まれているため、すべてのファイルをフォルダにまとめzip形式で圧縮等し、必ずパスワードを設定すること。ただし、個別のファイルに対してパスワードは設定しないこと。

・申請書（電子データ）のファイル名は、以下のとおりとすること。

市町村教育委員会から提出する場合

〇〇市－（整理番号）　　（例　大阪市-２）

国私立中学校から提出する場合

〇〇学校－（整理番号）　（例　〇〇中学校-１）

・この期間に申請書を提出できなかった者について、府教育委員会が事情やむを得ないと認めた場合は、別に審査することがある。

### ２　出願資格承認の決定等について

府教育委員会

志願者

中学校長

中学校を所管する

市町村教育委員会

審査・承認

通知

承認書

申請書（写し）

(1) 本選抜における出願資格の承認は、提出された申請書に基づき、府教育委員会が審査し、決定する。

(2) 府教育委員会は、中学校を所管する教育委員会及び中学校長を通じて、志願者に審査の結果を通知し、承認書を交付する。その際、申請書（写し）も添付する。承認書には承認番号を記載する。

・国私立の中学校及び府立支援学校においては、「中学校を所管する教育委員会及び中学校長を通じて」を「中学校長を通じて」と読み替えること。

### ４　出願

(1) 本選抜の出願資格が承認された志願者は、出願の際、志願書に加え、承認書及び承認書とともに送付される申請書（写し）を添付して志願先高等学校長に提出する。

志願者

府教育委員会

志願先高等学校長

申請書（写し）

　承認書

　　志願書

出願があった者について報告

(2) 志願を受け付けた高等学校長は、出願締切後、出願があった者について取りまとめ、府教育委員会に報告する。この際の報告様式は別に通知する。

### ５　出願資格承認後に作文の使用言語（以下「使用言語」という。）を変更する場合について

志願者

府教育委員会

中学校長

中学校を所管する

教育委員会

連絡

連絡

(1) 当該入学者選抜における出願資格承認後に使用言語の変更を希望する者は、変更後の使用言語を中学校長に申し出る。

(2) 中学校長は、変更後の使用言語を出願までに中学校を所管する教育委員会及び府教育委員会へすみやかに連絡する。

### ６　提出先

大阪府教育委員会　大阪府教育庁教育振興室高等学校課学事グループ

電　話：06-6944-6887

メール：kotogakko-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

1. ) 中学校とは、大阪府公立高等学校入学者選抜実施要項に示す中学校（中学校若しくはこれに準ずる学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程）のこととする。 [↑](#footnote-ref-1)
2. ) 中学校長とは、中学校、支援学校、義務教育学校、中等教育学校、及び日本人学校等の校長とする。 [↑](#footnote-ref-2)